

久留米市におけるこども誰でも通園制度の実施について

令和7年度から本市で実施するこども誰でも通園制度について、以下のとおり実施要綱及びその運用について定めたい。

【実施要綱の名称】 久留米市乳児等通園支援事業実施要綱

1 通則及び目的（第1条、第2条関係）

当事業の実施要綱は、国の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」（以下「国要綱」という。）を踏まえて定めることとし、保育所等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的に実施する。

2 実施場所及び事業認可（第4条、第5条関係）

実施場所は市内の認可保育所、認定こども園及び幼稚園とする。本事業を行うにあたり、実施事業者は事業認可が必要。なお、実施場所の種別拡大については、今後の事業の実施状況や利用者ニーズを踏まえて判断したい。

3 事業主体（第6条関係）

本事業の実施主体は市とし、第5条に定める認可を受け、適切に事業を実施できると認められた者に委託することができることとする。

4 対象となるこども（第7条関係）

本事業の対象は、市内に住民登録があり、利用日時点において、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもとする。

事業実施にあたっては、市全体として、当該年齢を受け入れられるように努める。

5 事業内容（第8条関係）

(1)利用可能時間、キャンセル時間の取り扱い

対象となるこどもは、一人当たり月20時間を上限として利用可能とする。また、当日キャンセルした場合のキャンセルの時間分は、本事業を利用したものとみなす。

(2)利用方法及び実施方法

こどもの成長の観点から、利用方法は、利用する園、月、曜日や時間を固定する定期利用とする。また、実施方式については、一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施又は専用室独立実施）又は余裕活用型乳児等通園支援事業のいずれかの形態で実施する。

なお、利用する園、月、曜日や時間を固定しない利用方法である自由利用の導入については、実施後の状況や利用者ニーズを踏まえて判断したい。

(3) 委託等先の開所日、開所時間及び利用定員

利用者のニーズや受入体制を鑑み、委託等先が適切に設定する。

(4) 親子通園

親子通園を可能とする。ただし、親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意する。

(5) 事前面談

初回の施設利用の前に、必要に応じて委託等先及び利用者において面談等を実施し、事業実施に必要な事項についての共通認識を図るものとする。その際、利用者のアレルギーの有無や健康状態の確認など、利用児童の状況を把握し、安全に預かることができるよう努めるものとする。

(6) こどもの受入れ

委託等先は、本事業の実施を希望した際に市に提示した受入可能枠の範囲内において利用の申し込みがあった場合には、対象となるこどもの受け入れを行わなければならない。ただし、余裕活用型で定員枠が充足した場合など、職員配置及び委託等先の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。

(7) (8) 計画と記録、保護者への助言

委託等先は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録する。また、対象となるこどもを養育する保護者に対し、必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

なお、支援計画については、久留米市保育要領に定める保育計画や発達記録等の様式を参考に、実施施設が通常保育において記録している状況等を踏まえ、どのような内容の記載が適切かを検討したい。

(9) (10) 配慮が必要な家庭への対応

委託等先が、利用中に第3条第2項第6号にある配慮が必要であると判断した家庭については、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努める。また、対象となるこどもの家庭において不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関と情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

特に障害のあるこども・医療的ケア児等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れについては、国要綱に基づき、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が本事業を円滑に利用できるためにはどのような方策が可能か、市と協議を行うこと。

(11) 利用当日に通園がない場合の対応

利用当日に、通園がない場合には、対象児童の状況を確認しなければならない。特に、配

慮が必要な家庭のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応する。

(12)～(14)安全計画、事故等への対応

設備運営基準第7条に定める安全計画の策定等を適切に行うこと。

本事業の実施中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」に従い、速やかに関係機関に報告する。また、本事業の利用中に賠償すべき事故が発生した場合、事業者は速やかに損害賠償を行うこと（損害賠償保険の加入の検討）。

(15) 給食等の提供

委託等先の判断で給食等の提供は可能とする。その際、利用者に運用方法が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意する。

6 設備基準及び職員の配置（第9条関係）

国要綱（3の（5））、設備運営基準（第21条～第26条）、久留米市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例及び久留米市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱の規定を遵守すること。

7 委託料等（キャンセルの取り扱いを含む）（第10条関係）

利用時間は1時間単位とし、国要綱に基づき、委託料、加算額及び減免額を定める。また、当日キャンセルの時間分及び減免された利用料については委託料の支払い対象とする。

なお、加算の対象となるこどもの認定基準については、第3条第2項第7号及び国要綱（3（7）②ア）のとおりとする。

8 利用料等及び利用料の減免（第12条～第14条関係）

委託等先は、本事業を利用するこどもの保護者から利用料として、対象となるこども一人1時間あたり300円を徴収する。生活保護法による保護世帯及び市民税非課税世帯については、国要綱に沿って減免する。また、必要に応じて、昼食代やおやつ代などの実費を徴収することができる。

なお、利用予定日に委託等先が定めた期日までに連絡なく利用しなかった場合、実費相当額を含む利用料等の額を上限として、保護者から当該利用料等を徴収することができる。

9 指導監督（第15条関係）

認可後は市が委託等先に対して指導監督を行い、委託等先からの相談を受け付けるとともに、事故や災害発生時の対応も含めて、適正な事業の実施に係るアドバイスをを行う。

また、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規程の整備や職員の確保等に係るアドバイスをを行うとともに、機会をとらえて、本事業の意義、目的及び仕組みを理解できるよう研修を行う。

10 その他

◆先行実施施設の選考方法について

令和7年度に先行して実施する施設数は、予算額と応募事業所の所要見込額を勘案し、予算の範囲内で最大限の実施数となるよう調整するなど、利用者にとって本事業を利用しやすい環境になるよう努める。

その調整を行っても予算枠内に収まらない場合は、久留米市子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育提供区域(別紙)の一の区域につき1施設を上限とし、抽選を行う。

◆一時預かり事業との兼ね合い（こども誰でも通園制度の実施に関する手引）

一時預かり事業を実施している施設は、こども誰でも通園制度との併用が可能であるため、実施施設の状況を踏まえ、事業実施者が柔軟に対応できるものとする。その場合、国の「実施に関する手引」に示されているように、担当する保育者はできるだけ一貫するよう努めることとする。

◆令和7年度に認可した事業者は、令和8年度以降も継続して実施いただく予定。なお、令和8年度からの本格実施以降の事業内容や事業者募集等については、先行実施の状況等を踏まえて判断したい。

2 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 幼児教育・保育提供区域の設定

「市町村子ども・子育て支援事業計画」においては、幼児教育・保育のニーズ量並びに対応策を設定する単位として、「幼児教育・保育提供区域」を設定することとされています。

市内の地理的条件や現在のこどもの幼児教育・保育施設への通園状況等を総合的に勘案し、幼児教育・保育に係る提供区域を設定します。



【各区域の状況】

区域	校区	施設数			
		幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業
東部	山本・草野・善導寺・大橋・船越・水縄・田主丸・水分・竹野・川会・柴刈	2	11	1	0
北部	宮ノ陣・弓削・北野・大城・金島	0	5	6	1
中央部	西国分・荘島・日吉・篠山・京町・南薫・鳥飼・長門石・小森野・金丸	3	17	9	3
中央東部	東国分・御井・合川・山川	1	7	4	0
中央南部	上津・高良内・青峰	0	5	3	1
中央西部	南・安武・荒木・大善寺・津福	1	8	7	1
南西部	城島・下田・江上・青木・浮島・西牟田・犬塚・三瀬	0	4	6	0